

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

高知市は、全国に15年先行する形で人口の自然減の状態を迎えた課題先進県と呼ばれる高知県にあって、県内人口の約48%を擁し、県内経済の中心として周辺市町村とともに県内の中核拠点を形成するとともに、実質的な人口ダムとしての機能を果たしながら、県全体のけん引役としての役割を果たしてきた。

しかしながら、全国的な傾向と同様に、高知市においても人口減少は、加速度的に進むことが予測されており、県内人口の減少に伴い県内の中核拠点として高知市が果たすべき役割は、一層重要になると考えられる。

また、高知市における産業については、中央の平野部にある市街地、南西部に広がる田園地域、また、市域北部にある中山間地域など広域に立地しており、これらの産業構造を総生産額の産業3部門別で見ると、第3次産業が86.1%と大半を占めており、中でも保健衛生・社会事業の生産額が最も大きく、高知県の保健衛生・社会事業生産額の48.2%（県下市町村中第1位）を占めている。

次に、第2次産業が12.2%で、うち製造業の生産額が最も大きく、高知県の製造業生産額の32.9%（県下市町村中第1位）を占めている。

最後に、第1次産業が0.6%で、うち最も大きい農業生産額は、高知市全体の生産額に占める割合は小さいものの、県下市町村ではトップの額であり高知県全体の農業生産額の13.3%を占めている。（令和3年度 市町村経済統計書）

このように、高知市の生産額は県内の総生産額において高い割合を占めており、経済活動の面においても、県都として高知県をリードしていることがうかがえる。

現在、高知市の中小企業者は、人手不足に加え物価やエネルギー価格の高騰による経営圧迫に直面しており、こうした状況下で競争力を維持・向上させるためには、生産性の向上につながる設備の導入が不可欠である。自動化やデジタル技術を活用した業務の効率化を図り、より少ない人員でも高い成果を上げられる体制の構築が求められており、そのための支援が一層重要となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、高知県における中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に60件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

高知市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が高知市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、発電した電力を自ら商品の生産や販売、または役務の提供に直接使用することを目的としたものに限り、本事業の対象とする。売電を主たる目的とする設備は、雇用や地域経済への波及効果も限定的であることから、対象外とするものとし、自家消費後に発生する余剰電力の売電については、例外的に認める。また、当該設備は、社屋や工場等、自社が所有する建築物の屋上に設置されるものに限るものとし、それ以外の設備は本事業の対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

高知市の産業は、中央の平野部にある市街地、南西部に広がる田園地域、また、市域北部にある中山間地域など広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、高知市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

高知市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が高知市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、物品賃貸事業、不動産賃貸事業、コインランドリー事業及びコインパーキング事業など、専ら資産運用的性格の強い事業については、雇用面での波及効果が限定的であると考えられることから、本事業の対象外とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月19日から令和9年6月18日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間，4年間，5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等，雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や，反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等，健全な地域経済の発展に配慮する。